

(議院運営委員会)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三二号)(衆議院提出)

(要旨)

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成二十一年六月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を二割削減すること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。